

古物営業法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 改正の内容

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、道公安委員会の権限に属することとなる古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第六条第二項の規定による許可の取消しに関する事務を方面公安委員会に行わせないことを定めることとする。（第四条第一項関係）

二 施行期日

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。（附則関係）